

回 答 書

業 務 名	いなべ市立笠間こども園再建事業園舎設計業務	
回 答 者	いなべ市 健康こども部 保育課	
No.	質問事項及び内容	回 答
1	<p>2.参加資格-ウ について</p> <p>共同企業体での参加は可能でしょうか。その場合、「平成 27 年 4 月 1 日以降において、1 棟当たりの延べ面積 1,000 m²以上の認可保育園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園又は小学校(以下「保育園等」という。)の新築、増築(既存部分の面積を除く。)又は改築に係る基本設計から実施設計までの業務を元請け事業者として履行した実績を有すること。」の条件においては共同企業体のうち 1 社以上が満たしていればよろしいでしょうか。</p>	<p>共同企業体が、本プロポーザルに参加する者として、「公告 2 参加資格 (1) 参加者の要件」を全て満たしていることが必要となりますので、(1)ウは、共同企業体として、いなべ市入札参加資格者名簿に登録されていることを求めます。また、(1)エは、共同企業体としての実績を求めますので、共同企業体の構成員の実績は、参加資格における履行実績として認めません。</p>
2	<p>当該参加者における協力事務所の重複参加の可否について</p> <p>当該参加者における協力事務所は、ほかの参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認められますでしょうか。</p>	<p>「公告 2 参加資格 (3) 配置技術者について」に記載のとおり、構造主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者に配置される協力者（協力事務所）は、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできません。</p> <p>それ以外の協力者（協力事務所）は、他の参加者の協力者（協力事務所）との重複参加を認めます。</p> <p>なお、本業務の一部を再委託する場合には、その内容にかかわらず、様式 4-2 に委託先の名称等を記載してください。欄が足りない場合は、ページ数を増やし、通し番号を振り直して対応してください。</p>

3	<p>配置技術者について</p> <p>様式 4-1 備考欄に、「管理技術者及び意匠主任技術者は、参加申込書の提出者の組織と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あることを証明する書類（健康保険証、雇用保険者証等の写し）を添付してください。」とありますが、配置予定の者が大学兼務のため、弊社の労働者名簿・雇用保険証はありません。建築士法 23 条の 2 五号により県知事（指定事務所登録機関）へ提出している所属建築士名簿により、一級建築士として所属していることを確認できるので、技術者として配置させて頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>所属建築士名簿を、直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あることを証明する書類として認めることはできません。参加申込書の提出者の組織と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あることが確認できる書類を添付してください。</p> <p>提出書類の内容によっては、要件確認のために、追加資料を求める場合があります。</p>
4	<p>公告 1 項-2</p> <p>共同企業体での参加は可能でしょうか。</p> <p>可の場合、</p> <p>①構成員も参加資格の要件を満たす必要はありますでしょうか。要の場合、構成員の代表者が以前所属していた企業で元請けとして履行した業務は、構成員の実績として認められますでしょうか。</p> <p>②構成員の業務実績は配点対象となりますでしょうか。</p>	<p>質問番号 1 の回答のとおり。</p>
5	<p>プロポーザル説明書 2 項-4(2) 2 次審査について</p> <p>「2 次審査において最も高い得点を得た提案者を当該業務委託候補者とし」とありますが、1 次審査はあくまで 2 次審査対象者を選定するためのものであり、1 次審査の点数は 2 次審査に影響を及ぼさないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「プロポーザル説明書 4 審査及び選定(2) 2 次審査」に記載のとおり、本プロポーザルは、2 次審査において最も高い得点を得た提案者を業務受託候補者としますので、2 次審査においては、1 次審査の採点を加味しません。</p>
6	<p>プロポーザル説明書 4 項-7(2)失格事項について</p> <p>意図しない接触を避けるためにも、審査委員を公表していただけないでしょうか。</p>	<p>審査の公正及び中立性を確保するとともに、委員への不当な接触や働きかけを未然に防止する観点から、審査委員は、非公表としております。</p> <p>意図しない接触についても、非公表とすることで委員の匿名性を保ち、審査の独立性を担保することを目的としています。</p>

7	<p>特記仕様書3項-第2-1(2)追加業務の内容及び範囲について</p> <p>記載の業務内容及び範囲にかかる費用は、本業務の契約金額にすべて含まれるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしい。</p>
8	<p>特記仕様書3項-第2-1(2)追加業務の内容及び範囲について</p> <p>模型製作をBIMの3Dモデルで代替することは可能でしょうか。</p>	<p>模型は、情報の一覧性や、直感的なスケール感の把握によって、関係者間の理解と円滑な合意形成を図る上で不可欠なツールであると考えているため、3Dモデルによる代替は不可とします。</p> <p>ただし、3Dモデルの作成自体を制限するものではなく、各段階の検討を補完する資料として適宜活用いただくことは可能です。</p>
9	<p>特記仕様書3項-第2-2(4)配置技術者の資格要件について</p> <p>積算技術者に資格要件は求めないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>積算業務にあたる技術者に資格要件は求めませんが、業務の正確性や信頼性を期すため、建築積算士等の有資格者の配置や、十分な実務経験を有する者の配置等、適正な履行体制の確保に努めてください。</p>
10	<p>様式5受賞実績について</p> <p>「公共団体、建築学会、建築設計団体等の建築コンクール等の受賞歴を対象とします」とありますが、主催団体による配点差はありますでしょうか。またその他要記入事項の記入内容による配点差はありますでしょうか。ある場合はそれぞれの配点を開示いただけないでしょうか。点の開示が難しい場合は優劣だけでも公表していただけないでしょうか。複数の記入候補があり、選択の判断が難しいです。</p>	<p>受賞実績について、主催団体による配点差はありません。</p> <p>様式5の記載に当たっては、本回答書末尾の「その他の指示事項」に従い記載してください。</p>
11	<p>様式6-1、7-1、8-1、9-1、10-1評価対象業務の実績について</p> <p>要記入事項への記入内容による配点差はありますでしょうか。ある場合はそれぞれの点数を開示いただけないでしょうか。点数の開示が難しい場合は優劣だけでも公表していただけないでしょうか。</p>	<p>各技術者の業務実績等について、建築CPDによる能力開発度の配点はそれぞれ2点ずつです。評価対象業務の実績の配点詳細（1件当たりの配点）は公表しません。</p> <p>様式6-1、7-1、8-1及び9-1の記載に当たっては、本回答書末尾の「その他の指示事項」に従い記載してください。</p>

12	<p>配置技術者について</p> <p>公告 2 参加資格 (2)配置技術者の要件 イより、管理技術者及び意匠主任技術者は記載の通り、保育園等の設計実績があるものに限るが、その他、構造及び設備主任技術者については、評価対象業務の有無は別として、実績がないものでも配置が可能であるということ間違いはないか。</p>	<p>「公告 2 参加資格(2)配置記技術者の要件」に記載のとおり、構造主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者については、保育園等の設計実績がなくても、本業務の配置技術者として、本プロポーザルに参加することはできます。</p>
13	<p>1次審査の配点について</p> <p>説明書 4 審査及び選定 (1)1次審査(書類審査)より、1次審査提出前時点で各実績の配点の詳細は公表可能か (実績数がいくつあれば満点をとれるか、CPD単位の配分等)</p>	<p>質問番号 10、11 の回答のとおり。</p>
14	<p>一次審査 様式 5 補足 受賞実績</p> <p>受賞実績 3 について受賞実績 1, 2 以外の業務と記載がありますが、実施設計で受賞した案件を「受賞実績 3」に記載しても宜しいですか。ご教授願います。</p>	<p>実施設計のみの受賞実績は、評価の対象としません。基本設計から実施設計までの設計で受賞した実績であることの確認のために、追加資料を求める場合があります。</p>
15	<p>協力事務所の名称等 (様式 4-2)</p> <p>公告の 2 参加資格、(2)、(3)配置技術者については協力者(協力事務所)の条件記載が有りますが、特記仕様書には敷地測量業務、地質調査(ボーリング等業務)などの専門分野の協力事務所については今回は記載は不要ですか。ご教授願います。</p>	<p>本業務の一部を再委託する場合には、その内容にかかわらず、様式 4-2 に委託先の名称等を記載してください。欄が足りない場合は、ページ数を増やし、通し番号を振り直して対応してください。</p>
16	<p>各主任技術者の業務実績詳細(様式 7-2、8-2、9-2、10-2)記載について</p> <p>各主任技術者の業務実績詳細には各担当者実績に記載した中から代表的な実績を記載するとあります複数の案件がある場合には先に記載した案件が重複しないように記載が必要ですか。ご教授願います。</p>	<p>他の分野の技術者の実績と重複しても構いませんので、代表的な実績について記載してください。</p>

17	<p>各主任技術者の業務実績詳細（様式7-2、8-2、9-2、10-2）記載について</p> <p>管理技術者の業務実績詳細と同じ案件であれば各担当技術者の業務実績詳細には同様の記載を記入するのではなく、「管理技術者の業務実績詳細に同じ」と書面に記載する方法でもよろしいですか。ご教授願います。</p>	<p>代表的な実績が、他の分野の技術者の実績と重複する場合であっても、業務実績詳細には、省略することなく、同様の記載をしてください。</p>
18	<p>技術提案書 様式5</p> <p>企業の業務実績等で「基本設計から実施設計までの業務」は別契約でも実績として認められるのでしょうか。</p>	<p>同一建築物の設計であれば、基本設計と実施設計が別契約であっても、あわせて1つの実績として認めます。</p>
19	<p>技術提案書 様式6-1、7-1、8-1、9-1、10-1</p> <p>各技術者の実績で「基本設計から実施設計までの業務」は別契約でも実績として認められるのでしょうか。</p>	<p>質問番号18の回答のとおり。</p>
20	<p>様式の編集について、各様式の枠のサイズ変更等や、行数を増減させたりするなどのレイアウト変更は認められますでしょうか。</p>	<p>記載する文字サイズ等の調整によることを原則としますが、記載文字の判別が困難になる等、やむを得ない場合には、枠の幅・高さ調整等、軽微なレイアウト変更は可とします。</p> <p>ただし、項目の入れ替や、様式4－2以外はページ数を増やすことを禁止します。</p>
21	<p>様式5</p> <p>企業の業務実績等における評価対象業務の実績が、5件以上ある場合について、何を優先して記載すべきか判断が難しいため、優先される評価基準を教えてくださいませんか。（受注形態・用途・規模など）</p>	<p>本回答書末尾の「その他の指示事項」に従い記載してください。</p>
22	<p>様式6</p> <p>各技術者の業務実績等における評価対象業務の実績が、5件以上ある場合について、何を優先して記載すべきか判断が難しいため、優先される評価基準を教えてくださいませんか。（受注形態・用途・規模など）</p>	<p>本回答書末尾の「その他の指示事項」に従い記載してください。</p>

23	<p>建築 CPD の実績証明書は、「公益社団法人 日本建築士会連合会」の発行する建築 CPD 実績証明書でもよろしいでしょうか？</p>	<p>(公財) 建築技術教育普及センターを事務局とする建築 CPD 運営会議の発行する建築 CPD 実績証明書を添付してください。</p>
24	<p>①審査方法について (02_いなべ市_プロポ説明書-4 審査及び選定)</p> <p>1次審査と2次審査の採点は別々に評価されるのでしょうか。それとも合算して評価されるのでしょうか。</p>	<p>質問番号5の回答のとおり。</p>
25	<p>②測量図 CAD データの提供可否 (04_特記仕様書-資料1 平面実測図/資料2 現況測量図)</p> <p>04_特記仕様書に添付されている資料1「平面実測図」および資料2「現況測量図」について、CAD データをご提供下さい。</p>	<p>「設計業務委託特記仕様書別紙1 設計に際しての留意事項書2 敷地利用計画における留意事項」に記載のとおり、2次審査対象者には cad データを提供予定です。</p>
26	<p>実績について</p> <p>「基本設計から実施設計までの業務を遂行した実績を有すること」とありますが、弊社では基本設計と実施設計を、それぞれ契約した実績があります、その場合は、基本設計と実施設計の2つの契約を1つの実績として記載することは可能でしょうか。</p>	<p>質問番号18の回答のとおり。</p>
27	<p>実績について</p> <p>設計監理業務での契約のため、契約としては完了していませんが、設計は完了して、現在は工事監理中の業務がありますが、設計業務の実績として認められますでしょうか。</p>	<p>設計業務の部分が履行完了していれば、実績として認めます。 この場合、設計業務の部分が履行完了していることが分かる資料を添付してください。</p>

28	<p>実績について(業務の立場の証明)</p> <p>「業務の立場のわかる資料」とありますが、弊社では立場を記載した、契約履行証明書を令和 6 年に頂いたことがあります。その証明書は有効でしょうか。また、構造、電気、機械の場合、協力者として業務を遂行している場合も多く、証明書の入手が困難である可能性があると思いますが、その場合は、どの様な書類をもって実績や業務の立場を証明すればよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の「立場を記載した、契約履行証明書」がどのようなものなのか分かりかねますが、客観的に実績や立場が判断できる資料であれば有効です。</p> <p>協力者として業務の立場が分かる資料も同様に、客観的に実績や立場が判断できる資料を添付してください。</p> <p>資料の添付がない場合は、評価採点することはできません。</p>
29	<p>配点について(企業の業務実績)</p> <p>評価対象業務の実績が 5 件まで記載する事ができ、配点としては 10 点ですが、1 件につき 2 点と考えてよろしいですか。</p>	<p>評価対象業務の実績の配点詳細（1 件当たりの配点）は公表しません。</p> <p>様式 5 の記載に当たっては、本回答書末尾の「その他の指示事項」に従い記載してください。</p>
30	<p>配点について(技術者の業務実績等)</p> <p>管理技術者及び意匠主任技術者の配点は 22 点、構造、電気設備および機械設備主任技術者の配点は 12 点とありますが、建築 CPD による能力開発度と評価対象業務の実績のそれぞれの配点を教えてください。また、上記と同じ様な質問になりますが、実績は 1 件につき何点という配点になるのでしょうか。</p>	<p>質問番号 11 の回答のとおり。</p>

31	<p>技術提案書について</p> <p>2次審査対象者に選定されたあと、2次審査の技術提案書を提出しない場合は、自動的に辞退とみなされますか。</p>	<p>期限までに技術提案書（2次審査用）を提出しない場合は、辞退（失格）とします。</p>
----	---	---

<p>その他の指示事項</p>	
<p>・様式5 について</p>	<p>評価対象業務の実績欄は、受注形態が「単独」の実績を優先して記載し、5件に満たないときは、受注形態が「JV」の実績、「協力」の実績の順に優先して記載してください。用途・構造・規模は、要件を満たしていれば、配点差はありません。</p> <p>受賞実績欄は、受賞実績の区分を「受賞実績1」、「受賞実績2」、「受賞実績3」の順に優先して記載してください。各区分の要件を満たしていれば、同一区分内で配点差はありません。</p>
<p>・様式6-1、7-1、8-1、9-1について</p>	<p>評価対象業務の実績欄は、「管理技術者」の立場での実績を優先して記載し、5件に満たないときは、「（各）主任技術者」の立場での実績、「（各）担当技術者」の立場での実績の順に優先して記載してください。用途・構造・規模は、要件を満たしていれば、配点差はありません。</p>

※この回答書はプロポーザル説明書の追補とみなします。